	鈴木　タカ 東京都芝区田町６丁目９番地 馬杉　慶子 東京都目黒区中目黒１丁目730番地	
長野県上田市中央五丁目3816番１ 畑　314㎡	土屋　和義 長野県上田市大字上田5897番地	農耕目的で貸付中
長野県上田市前山字竹之内190番２ 畑　23㎡	滝澤　定巳 長野県小縣郡西塩田村大字前山	公共利用計画あり
長野県上田市神畑字生山1046番イ 畑　307㎡	北村　辰雄 長野県小縣郡中塩田村大字小島番外72番地	
長野県下伊那郡阿智村駒場1597番８ 畑　72㎡	黒柳　清重 長野県下伊那郡会地村大字駒場1146番地	公共利用計画あり
長野県下伊那郡阿智村駒場1597番13 畑　201㎡		
長野県下伊那郡阿智村駒場1597番14 畑　161㎡		
長野県下伊那郡阿智村駒場1597番15 畑　69㎡		
長野県下伊那郡阿智村駒場1597番16 畑　852㎡		
静岡県掛川市杉谷南二丁目11番７ 宅地　45.04㎡	小柳　直吉 静岡県小笠郡掛川町杉谷14	
静岡県富士宮市星山字月ノ輪983番２ 畑　375㎡	米山　米作 静岡県富士宮市黒田	
静岡県富士宮市北山字堀ノ内5555番１ 畑　179㎡	朝日常太郎 静岡県富士郡北山村北山5542番地 朝日辰五郎 静岡県富士郡北山村北山5547番地 朝日延太郎 静岡県富士郡北山村北山5557番地	
静岡県富士宮市北山字堀ノ内5555番２ 畑　61㎡		
静岡県富士宮市北山字堀ノ内5555番３ 畑　16㎡	杉山　幸作 静岡県富士郡北山村北山７番地 杉山　重作 静岡県富士郡北山村北山5528番地 朝日　広吉 静岡県富士郡北山村北山９番地 佐野　榮作 静岡県富士郡北山村北山5385番地 朝日　喜作 静岡県富士郡北山村北山11番地 杉山万太郎 静岡県富士郡北山村北山３番地 石川　幸作 静岡県富士郡北山村北山5418番地 朝日　貞作 静岡県富士郡北山村北山5427番地 朝日亀太郎 静岡県富士郡北山村北山5429番地 朝日茂三郎 静岡県富士郡北山村北山389番地 朝日　熊吉 静岡県富士郡北山村北山5535番地 佐野　隼人 静岡県富士郡北山村北山5454番地 朝日　正重 静岡県富士郡北山村北山4555番地 杉山清三郎 静岡県富士郡北山村北山5306番地 杉山文太郎 静岡県富士郡北山村北山６番地	
静岡県富士宮市北山字堀ノ内5555番４ 畑　3.32㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成23年９月15日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県東蒲原郡阿賀町日野川字上狐久保乙1234番 原野　122㎡	長谷川房清 新潟県東蒲原郡西川村大字廣谷甲652番地	
新潟県新潟市東区牡丹山２丁目254 畑　542㎡	山谷　直治 新潟県新潟市沼垂797番地	
新潟県上越市春日新田２丁目1256番８ 畑　216㎡	瀧澤　チヨ 新潟県中頸城郡有田村大字春日新田154番戸	
新潟県新潟市江南区早通４丁目1746番 畑　49㎡	馬場　泰治 新潟県中蒲原郡亀田町大字早通2738番地	
新潟県燕市吉田堤町394番１ 宅地　42.97㎡	今井　洞流 新潟県西蒲原郡吉田町大字吉田5324番地	
新潟県阿賀野市金屋字一ツ金屋653番 山林　42㎡	五十嵐直行 新潟県北蒲原郡笹岡村大字金屋340番地	
新潟県阿賀野市金屋字原道上698番 山林　231㎡		
新潟県阿賀野市金屋字原道上699番 山林　274㎡		
新潟県阿賀野市金屋字原道上700番 山林　439㎡		
新潟県阿賀野市金屋字原道上705番１ 山林　978㎡		
新潟県阿賀野市金屋字原道上703番 山林　330㎡	五十嵐周治 新潟県北蒲原郡笹岡村大字金屋33番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成23年９月15日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
三重県鈴鹿市山本町字高之瀬1488番５ 公衆用道路 26㎡	上田辰治郎 三重県鈴鹿郡椿村山本町1568	公共利用計画あり
三重県鈴鹿市山本町字高之瀬1488番７ 公衆用道路 5.22㎡		